

厚生労働省国民保護計画 新旧対照表 (平成20年11月6日変更)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>第1章 実施体制の確立 第2節 平素における措置 2 医療に係る体制の整備 (1) 人工透析医療 ○ 厚生労働省健康局及び医政局は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた武力攻撃災害時の人工透析医療を確保するため、都道府県が社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保など、人工透析医療に係る防災体制を整備することに関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。 (略)</p>	<p>第1章 実施体制の確立 第2節 平素における措置 2 医療に係る体制の整備 (1) 人工透析医療 ○ 厚生労働省健康局は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた武力攻撃災害時の人工透析医療を確保するため、都道府県が社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保など、人工透析医療に係る防災体制を整備することに関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。 (略)</p>
<p>第1章 実施体制の確立 第2節 平素における措置 2 医療に係る体制の整備 (2) 難病患者等の医療 ○ 厚生労働省医政局、健康局及び医薬食品局は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する武力攻撃災害時の医療を確保するため、都道府県による難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。 (略)</p>	<p>第1章 実施体制の確立 第2節 平素における措置 2 医療に係る体制の整備 (2) 難病患者等の医療 ○ 厚生労働省健康局は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する武力攻撃災害時の医療を確保するため、都道府県による難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。 (略)</p>

第1章 実施体制の確立

第2節 平素における措置

3 保健・衛生に係る体制の整備

(2) 災害対策に有用な健康危機管理情報データベース化

- 厚生労働省関係部局は、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーシステムにおいて災害対策に有用な情報のデータベース化を行い、当該システムの保護、復旧、運用の確保のため必要な措置を講ずる。

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

(略)

- 厚生労働省健康局は、警報を迅速かつ確実に伝達するため、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーシステムを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。
- なお、上記の通知・伝達的手段に加え、厚生労働省ネットワーク（共通システム）が霞が関WAN、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、これらのシステムをその特性に応じて適切かつ効果的に活用するものとする。

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第4節 保健・衛生に係る対策

2 保健医療関係者の派遣

(略)

- 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、国立保健医療科学院が運

第1章 実施体制の確立

第2節 平素における措置

3 保健・衛生に係る体制の整備

(2) 災害対策に有用な健康危機管理情報データベース化

- 厚生労働省関係部局は、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援情報システムにおいて災害対策に有用な情報のデータベース化を行い、当該システムの保護、復旧、運用の確保のため必要な措置を講ずる。

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

(略)

- 厚生労働省健康局は、警報を迅速かつ確実に伝達するため、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援情報システムを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。
- なお、上記の通知・伝達的手段に加え、厚生労働省ネットワークシステムや厚生労働行政総合情報システム（WISH）が霞が関WAN、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、これらのシステムをその特性に応じて適切かつ効果的に活用するものとする。

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第4節 保健・衛生に係る対策

2 保健医療関係者の派遣

(略)

- 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、国立保健医療科学院が運営す

<p>営する<u>健康危機管理支援ライブラリーシステム</u>の活用に努める。 (略)</p>	<p>る<u>健康危機管理支援情報システム</u>の活用^{に努める}。 (略)</p>
<p>第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項 第1節 情報の収集・提供 1 平素からの備え ○ 厚生労働省関係部局は、都道府県と連携して、国立保健医療科学院が運営する<u>健康危機管理支援ライブラリーシステム</u>を利用し、情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努めることとされている。 (略)</p>	<p>第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項 第1節 情報の収集・提供 1 平素からの備え ○ 厚生労働省関係部局は、都道府県と連携して、国立保健医療科学院が運営する<u>健康危機管理支援情報システム</u>を利用し、情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努めることとされている。 (略)</p>
<p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項 第1節 国民生活の安定 2 社会保険関係 (3) 社会保険に係る行政サービスの確保 【削除】 ○ <u>社会保険庁は、金融機関等と調整を行い、被災地又は避難先の年金受給者が確実に年金を受給できるように努める</u>。 (略)</p>	<p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項 第1節 国民生活の安定 2 社会保険関係 (3) 社会保険に係る行政サービスの確保 ○ <u>被災地又は避難先の被保険者及び年金受給者に対して、できる限りの行政サービスを確保するため、次に掲げる事項について、必要に応じて、弾力的かつ機動的な対応を行う。</u> ・ <u>医療保険関係</u> <u>社会保険事務所は、健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理・対応する。</u> ・ <u>年金関係</u> <u>社会保険庁は、日本郵政公社及び金融機関等と調整を行い、被災地又は避難先の年金受給者が確実に年金を受給できるように努める。</u> (略)</p>
<p>4 その他 ⑥ 移転就職者用宿舎（雇用促進住宅）の一時貸与</p>	<p>4 その他 ⑥ 移転就職者用宿舎（雇用促進住宅）の一時貸与</p>

○ 厚生労働省職業安定局長は、独立行政法人雇用・能力開発機構に対し、武力攻撃災害により住居を失った被災者に、移転就職者等の利用に配慮し、移転就職者用宿舍（雇用促進住宅）を緊急避難のため一時的に貸与するよう要請するものとする。

⑧ 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付に関する事項

○ 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付においては、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災生活衛生関係事業者の経営の維持安定を支援するため、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うように努めるものとする。

○ 公共職業安定所長は、職業の安定を図るために必要があると認めるときは、独立行政法人雇用・能力開発機構に対し、武力攻撃災害により住居を失った被災者に、移転就職者等の利用に支障のない限り、移転就職者用宿舍（雇用促進住宅）を一時的に貸与するよう要請するものとする。

⑧ 国民生活金融公庫の生活衛生資金貸付に関する事項

○ 国民生活金融公庫の生活衛生資金貸付においては、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、被災生活衛生関係事業者の経営の維持安定を支援するため、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行うように努めるものとする。

別添

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

アルファウイルス属チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1若しくはH7N7であるもの（新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。）又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、サル痘ウイルス、痘そうウイルス、コロナウイルス属SARSコロナウイルス、シンプレックスウイルス属Bウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シ

別添

1 人に病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

アルファウイルス属チクングニヤウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、アレナウイルス属（ガナリトウイルス、サビアウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサウイルス）、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1又はH7N7であるものに限る。）、エボラウイルス属（アイボリーコーストエボラウイルス、ザイールウイルス、スーダンエボラウイルス、レストンエボラウイルス）、エンテロウイルス属ポリオウイルス、サル痘ウイルス、痘そうウイルス、コロナウイルス属SARSコロナウイルス、シンプレックスウイルス属Bウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、ハンタウイルス属（アンデスウイルス、シンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨ

ンノンブレウイルス、ソウルウイルス、ドブラバーベルグ
レドウイルス、ニューヨークウイルス、バヨウウイルス、
ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラッククリーク
カナルウイルス、ラグナネグラウイルス)、フラビウイル
ス属 (ウエストナイルウイルス、デングウイルス)、黄熱
ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル森林病ウ
イルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス、リフ
トバレー熱ウイルス、ヘニパウイルス属 (ニパウイルス、
ヘンドラウイルス)、A型肝炎ウイルス、E型肝炎ウイル
ス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマールブル
グウイルス、狂犬病ウイルス、リッサウイルス属のウイル
ス (狂犬病ウイルスを除く。)

※ 新型インフルエンザ等感染症とは、感染症法第6条
第7項の新型インフルエンザ等感染症をいう。

ウウイルス、ハンタンウイルス、プーマラウイルス、ブラ
ッククリークカナルウイルス、ラグナネグラウイルス)、フ
ラビウイルス属 (ウエストナイルウイルス、デングウイル
ス)、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、キャサヌル
森林病ウイルス、日本脳炎ウイルス、ダニ媒介脳炎ウイル
ス、リフトバレー熱ウイルス、ヘニパウイルス属 (ニパウ
イルス、ヘンドラウイルス)、A型肝炎ウイルス、E型肝炎
ウイルス、マールブルグウイルス属レイクビクトリアマー
ルブルグウイルス、狂犬病ウイルス、リッサウイルス属の
ウイルス (狂犬病ウイルスを除く。)